

(一体となって効用を果たす工事)

問 9 特定増改築等について、「これら工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事」とは、具体的にどのような工事ですか。

(答)

特定増改築等とは、家屋について行う高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替えて具体的には問8の①から⑧のいずれかに該当する本体工事(これらの工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事(一体工事)を含みます。)で一定の証明がされたものをいいます(措法41の3の2②、措令26の3④、平成19年国土交通省告示第407号)。

この「これら工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事」(一体工事)とは、例えば、浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事に伴って行う給排水設備の移設など、本体工事とバリアフリー化の効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る一体工事で、本体工事と同時に行われるものをいいます。

なお、昇降機の設置その他の単独で行われることも通常想定される工事で、本体工事と併せて行うことが必ずしも必要でないものは当該一体工事には含まれません。

○ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用対象となる工事の例

特 定 増 改 築 等	
平成19年国土交通省告示第407号で定める 一定のバリアフリー改修工事(本体工事)	左の本体工事と一体となって効用を果たす設備の 取替え又は取付けに係る改修工事(一体工事)の例 【平成19年国土交通省通知 (「IV 資料編」資料4参照)】
① 介助用の車いすで容易に移動するために 通路又は出入口の幅を拡張する工事	・ 通路等の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取り ・ 通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となった壁の断熱材入り壁への取替え工事
② 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに 限る)又は改良によりその勾配を緩和する 工事	・ 階段の勾配を緩和する工事に伴って行う電気スイッチ、コンセントの移設工事
③ 浴室を改良する工事であって、次のいずれ かに該当するもの イ 入浴又はその介助を容易に行うために 浴室の床面積を増加させる工事 ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替	・ 浴室の床面積を増加させる工事に伴って行う給排水設備の移設工事 ・ 浴室の床面積を増加させるための浴室の位置の移動 ・ 浴室の床面積を増加させる工事に伴って行う仮浴

える工事 ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事	室の設置工事 ・ 浴室の床面積を増加させる工事と併せて行う脱衣室の床面積を増加させる工事 ・ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事に伴って行う給排水設備の移設工事 ・ 固定式の移乗台等を設置する工事に伴って行う蛇口に移設工事 ※ 工事を伴わないバスリフト等の福祉用具やすのこ等の設備の設置は含まない ・ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする蛇口の移設に伴って行う壁面タイルの取替え工事
④ 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事 ロ 便器を座便式のものに取り替える工事 ハ 座便式の便器の座高を高くする工事	・ 便所の床面積を増加させるための便所の位置移動 ・ 便所の床面積を増加させる工事に伴って行う給排水設備の移設工事や仮便所の設置工事 ・ 便器を取り替える工事に伴って行う床材の変更工事 ・ 座高を高くする工事と併せて行うトイレトーパーホルダーの移設工事 ※ 取外し可能な腰掛け便座への取替えは含まない
⑤ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	・ 手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設工事 ※ 取付けに当たって工事を伴わない手すりの取付けは含まない
⑥ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む)	・ 廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強工事 ※ 取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は含まない
⑦ 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	・ 引戸を取り付ける工事に伴って行う電気スイッチ、コンセントの移設工事

⑧ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	・ 床の材料の取替えに伴って行う下地の補修や根太の補強工事 ※ 滑り止め溶剤の塗布やテープシールの貼付けによる表面処理のみを行うものは含まない
--	--